

父母会会則付則「役員選出規定」

第一条《目的》

会則第七条に基づき、次年度父母会役員選出のため、本付則を置くものとする。

第二条《役員候補者選出委員会》

- I) 父母会全体委員会に役員候補者選出委員会を設置し、2013年度は中2の学級委員が担当し、2014年度よりは中2から選出委員を出し、これを担当する。
- II) 役員候補者選出委員会は、候補者選出のための業務を行うものとする。

第三条《選出候補者》

役員候補者選出委員会の決定した日に在籍する、現小1～中1の児童、生徒をもつ会員全てが選出候補者となる。役員候補者選出委員会は、調査票をもって選出候補者名簿を確定する。

但し、下記各項目の該当者は、名簿からの除外を申し出ることができる。

1. 帰国・転勤確定者
2. 次年度本校中3生をもつ者
3. 父母会役員経験者
4. 次年度未就園児をもつ者
5. 家庭内に介護の必要な家族をもつ者
6. 本年度 学級委員、小6・中3アルバム係、卒業写真係、小2カーニバル係
7. 本校教職員及び理事運営委員の配偶者

上記以外の理由により、選出候補者名簿からの除外を希望する者は、役員候補者選出委員会が認めた場合に選出候補者名簿から除外される。

第四条《立候補》

現小1～中2の父母より立候補を受け付ける。

第五条《選出》

- I) 立候補者数が選出総数に達しない場合は、第六条の定める者によるくじ引き選出とする。
- II) 立候補者数が選出総数に達した場合は、I)の限りではない。

第六条《選出する者》

- I) 役員候補者選出委員会の定める者
- II) 立候補者数が選出総数に達した場合は、I)の限りではない。

第七条《役員候補者》

- I) 選出の結果、立候補者とくじ引きによる選出者が役員候補者として決定される。
- II) 役員候補者は8名～14名とする。ただし、立候補者数がそれを超える場合は、全ての立候補者を役員候補者とする。
- III) 役員候補者の人数は、その当該年度の役員候補者選出委員会に一任する。

第八条《役員選出》

- I) 役員候補者選出委員会、父母会役員立ち会いにより、第七条により選出された役員候補者の話し合いで、役員4名と補欠を選出する。
- II) 選出後、次回父母会全体委員会に於いて次年度の役員及び補欠として承認される。

第九条《改定》

本付則は、父母会全体委員会の3分の2以上の賛成により改定することができる。

第十条《緊急対応》

社会情勢やその他検討に値する諸事情を鑑みて上記第五条・第七条・第八条の選出方法が実施困難な場合、役員候補者選出委員と父母会役員の議論にて選出方法の変更及びその採用決定を可能とする。

1993年 1月12日 改定
1999年 3月 4日 改定
2005年 2月 3日 改定
2011年 7月14日 改定
2015年 2月 5日 改定

1993年 10月14日 改定
2000年 3月 2日 改定
2006年 5月 4日 改定
2012年 2月 2日 改定
2018年 2月22日 改定

1995年 10月12日 改定
2002年 1月10日 改定
2007年 5月 3日 改定
2012年 10月11日 改定
2020年 10月 2日 改定

1996年 2月29日 改定
2003年 1月 9日 改定
2008年 2月 7日 改定
2013年 1月31日 改定
2022年 2月10日 改定